



鳥取県公報

平成18年 3月 3日(金)
号外第25号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則（7）（高等学校課）	1
	鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則（8）（図書館）	6

教育委員会規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月 3日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則（昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(減免の範囲)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免の範囲は、<u>県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「知事規則」という。）第2条の表に規定する減免事由に応じて、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第5条 授業料の減免を受けている者は、<u>知事規則第2条の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、</u></p>	<p>(減免の範囲)</p> <p>第3条 授業料の減免は全額免除及び半額免除とし、<u>入学料及び入学選抜手数料の減免は全額免除とする。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第5条 授業料の減免を受けている者は、<u>県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に</u></p>

授業料減免辞退届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。

関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）第2条の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、授業料減免辞退届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。

別表（第3条関係）

授業料等	減免事由	内容	減免の範囲		
			全日 制、 定時 制及 び通 信制 の課 程	専攻 科	
授業料	1 修学に 対する意 欲があり、 かつ、性 行が正し い生徒 (以下「 対象生 徒」とい う。)に ついて、 火災、風 水害等の 非常災害 により授 業料の支 弁が困難 であると 認められ るとき。	本人を含 む世帯の総 所得金額 (以下「 総所得額 」とい う。)が、 生活保護法 による保護 の基準(昭 和38年厚生 省告示第158 号)に定め る基準を基 に算出した 額に1.3を 乗じた額 (以下「 基準額」 とい う。)の2 倍の額に達 しないとき。	(1) 居住す る家屋が全 壊し、若し くは半壊し、 又は全焼し、 若しくは半 焼したとき。	全額 免除	半額 免除
			(2) (1)に 該当しない とき。	半額 免除	半額 免除
対象生 徒につい て、保護 者の疾病、 障害又は 死亡によ	(1) 両親が死亡したと き、又は死亡している とき。	(2) 医療費等に多大な 負担を必要とする疾病 又は障害を有する保護	全額 免除	半額 免除	
			全額 免除	半額 免除	

<p>り授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p>	<p>者（以下「療養中の保護者」という。）以外の保護者が地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税が課税されていない者（以下「非課税者」という。）又は均等割のみ課税されている者（以下「均等割のみ課税者」という。）であるとき。</p>		
	<p>(3) 総所得額から療養中の保護者の所得額を差し引いた金額が基準額に達しないとき。</p>	半額 免除	半額 免除
<p>3 対象生徒について、通学又は下宿等（通学が困難であるためにする場合に限る。以下同じ）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であるとき。</p>	<p>総所得額から次の金額を控除した金額が、基準額に達しないとき。</p> <p>(1) 通学に多額の負担を要する場合には、通学に利用する交通機関の1年分の定期乗車券の購入に要する経費の金額（以下「通学費」という。）から85,000円を控除した額</p> <p>(2) 下宿等に多額の負担を要する場合には、家賃、光熱水費及び通学費</p>	半額 免除	半額 免除
<p>4 対象生徒について、1の項から3の項までに規定するものの</p>	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する</p> <p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する生活扶助、教育</p>	全額 免除	半額 免除

ほか、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。	保護者又は同法第6条の3に規定する里親が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法	扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかの適用を受けている世帯(以下「生活保護世帯」という。)に属しているとき。		
	施行令(昭和30年政令第286号)	イ 保護者のいずれもが、非課税者であるとき。	全額免除	半額免除
	別表第2の後遺障害第1級から第3級までに該当することとなったとき。	ウ 保護者のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき(イに該当する場合を除く。)	全額免除	半額免除
	(2) 両親ともいないとき(死亡の場合を除く。)		全額免除	半額免除
	(3) 本人が生活保護世帯に属しているとき。		全額免除	半額免除
	(4) 保護者のいずれもが、非課税者であるとき。		全額免除	半額免除
	(5) 保護者のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき((4)に該当する場合を除く。)	ア (6)又は(7)に該当するとき。	全額免除	半額免除
		イ アに該当しないとき。	半額免除	半額免除

<p>(6) 事業の倒産、失業、離婚等により、保護者(主たる家計支持者に限る。)が収入を得られなかったとき(失業にあつては、転職のための退職又は定年による退職の場合を除く。)</p>	<p>総所得額から当該保護者の所得額を差し引いた金額が、基準額に達しないとき。</p>	<p>半額 免除</p>	<p>半額 免除</p>
<p>(7) 本人与同一生計に属する者が疾病、傷害等により多大の経費を必要とするため著しく生活が困窮しているとき。</p>	<p>総所得額から医療費の額(健康保険等で支給される療養費等及び生命保険契約等で支給される入院費給付金を控除した額をいう。)を差し引いた金額が基準額に達しないとき。</p>	<p>半額 免除</p>	<p>半額 免除</p>
<p>(8) (1) から(7) までに該当しないとき。</p>	<p>ア 総所得額が基準額に達しないとき。</p>	<p>半額 免除</p>	<p>半額 免除</p>
	<p>イ 特別な理由により、家計が困窮しているため授業料の</p>	<p>半額 免除</p>	<p>半額 免除</p>

		支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められるとき。	
5	授業料の滞納により退学の処分を受けた者が、知事規則第2条の表に規定する減免事由に該当するとき。		未納授業料について全額免除
入学料及び入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。		全額免除
注	<p>1 授業料の1の項又は入学料及び入学選抜手数料の項に該当することを理由として行う減免は、火災、風水害等の非常災害が発生してから1年以内に減免の申請が行われた場合に限る。</p> <p>2 授業料の4の項(6)に該当することを理由として行う減免は、事業の倒産、失業、離婚等の事由が発生してから1年以内に減免の申請が行われた場合に限る。</p>		

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月3日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(休館日) 第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 （1）略 （2） 毎月の <u>第2木曜日</u> （3）及び（4）略 2及び3 略	(休館日) 第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 （1）略 （2） 毎月の <u>第2月曜日</u> （3）及び（4）略 2及び3 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

